

会 長	事務局長	スタッフ

## 第 20 回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年 7 月 26 日（金）午前 10 時 00 分から午前 10 時 40 分

2 開催場所 厚岸町役場 2 階 庁議室

3 出席委員（ 13 人）

(1) 会 長 1 番 荒 岡 正

(2) 委 員 2 番 小野寺 孝 一、4 番 米 澤 仁  
5 番 伊 藤 美 晴、6 番 木 原 晃  
7 番 石 澤 由紀子、8 番 音喜多 政 東  
9 番 河 村 芳 則、10 番 遠 藤 浩 一  
11 番 貢 則 夫、12 番 樋 浦 泰 夫  
13 番 佐 藤 仁 昭、14 番 西 野 義 幸

4 欠席委員（ 1 人） 3 番 徳 田 善 一

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名 6 番 木原 晃、7 番 石澤 由紀子

第 2 議案第 45 号 現況証明願について

第 3 議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、総会に出席いただきありがとうございます。</p> <p>開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員13人、欠席委員1人、よって厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、</p> <p>只今から第20回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(挨拶)
会長	本日の議事録署名委員に6番木原委員と7番石澤委員を指名いたします。
会長	<p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1 議案第45号「現況証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
佐々木主事	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>議案第45号「現況証明願いについて」</p> <p>次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする。</p> <p>令和元年7月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。番号1</p> <p>所在地 厚岸郡厚岸町片無去340番4 地積 832㎡ 地目 公簿は「畑」、現況は「農地及び採草放牧地以外」であり、現在の利用状況は、未利用となっております。</p> <p>証明目的は、「後継者住宅建設に伴う地目変更登記を行うため」で、所有者及び出願者は厚岸町_____番地 _____氏 であります。</p> <p>2ページには、願出人からの現況証明願の写しを添付しております。</p> <p>また、議案資料1ページには参考位置図として、当該地を青枠で示しておりますので参照願います。</p> <p>現地調査は、前もって相談があったことから1月21日月曜日に「農地部会第2地区の小野寺部会長」、「貢委員」、「事務局2名」で現地確認をしております。</p> <p>証明の可否については、可であることを報告いたします。</p>

	<p>1 ページにお戻り下さい。番号 2</p> <p>所在地 厚岸郡厚岸町尾幌 3009 番  地 積 2,300 m<sup>2</sup>  地 目 公簿は「畑」、現況は「農地及び採草放牧地以外」であり、現在の利用状況は、未利用となっております。</p> <p>証明目的は、「通行地役権の設定に伴う地目変更登記を行うため」で、所有者及び出願者は厚岸町_____番地 _____ 氏 です。</p> <p>3 ページには、願出人からの現況証明願の写しを添付しております。</p> <p>また、議案資料 2 ページには位置図として該当地を青枠で示しておりますので参照願います。</p> <p>現地調査は、7 月 16 日火曜日に「農地部会第 1 地区の米澤部会長」、「荒岡会長」、「佐藤委員」、「事務局 2 名」で現地確認をしております。</p> <p>証明の可否については、可であることを報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第 45 号 1 番について、小野寺部会長から補足はございませんか。</p>
2 番	<p>特にありません。</p>
会長	<p>議案第 45 号 2 番について、米澤部会長から何か補足ございませんか。</p>
4 番	<p>写真を見てのとおり、山林でかなりの傾斜がありますので、何も問題はないと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第 45 号 1 番と 2 番について、何かご意見、質問はありませんか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>特に意見等はありませんので、議案第 45 号 1 番及び 2 番は「農地及び採草放牧地以外」と確認し、願い出のとおり証明する事と決定させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第 2 議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案書 4 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>令和元年 7 月 26 日提出 厚岸町農業委員会 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明申し上げます。</p>

議案書4ページをご覧ください。今回、上程されております「農用地利用集積計画の権利者双方の一覧を記載しております。

今回の案件は、売買が1件、新規の賃貸借が3件であります。

別紙に記載されている各筆明細により権利の種類、区分、金額等をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。整理番号1283番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 片無去991番 他2筆

面積は、162,342㎡

契約の内容は、

所有権移転の時期、令和元年8月2日

対価、7,761,850円

対価の支払い方法、指定口座に振り込み

対価の支払期限、令和元年11月末日まで

引き渡しの時期、対価の支払日 となっております。

位置図は、議案資料3ページにありますので、御参照願います。

現地確認につきましては、7月16日(火)10時から、第2部会のあっせん委員会を開催し、小野寺部会長他6名と事務局で確認をしております。

売買価格については、近隣の売買実例を参考に、畑が10aあたり50,000円で、山林原野が10aあたり1,000円の内容で決定したところであります。

議案書6ページをお開きください。整理番号1284番

利用権の設定を受ける者 荒岡 正

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌2105番

面積は、12,990㎡

契約の内容は、

令和元年8月2日 から 令和6年3月31日

賃貸料は12,990円で、10月末日までに指定口座に振り込む、ただし、初年度の令和元年度は賃貸料を無償とする内容です。

位置図については、議案資料4ページにありますので、御参照願います。

なお、現地確認につきましては、6月14日(金)、総会終了後に第1部会のあっせん委員会を開催し、米澤部会長他6名と事務局で確認をしております。

賃貸料は、大根耕作地であるため初年度は無償とし、次年度からは10aあたり1,000円とする内容で決定しております。

議案書 7 ページをお開きください。整理番号 1285 番

利用権の設定を受ける者 荒岡 正

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌 2050 番 他 5 筆

面積は、42,149 m<sup>2</sup>

契約の内容は、

令和元年 8 月 2 日 から 令和 2 年 5 月 31 日

賃貸料については、現状が大根耕作地であるため、賃貸期間の賃貸料を無償とし、賃貸契約期間満了後に本地を購入する内容であります。

位置図については、議案資料 5 ページにありますので、御参照願います。

現地確認につきましては、先ほどの 2 番と同じく 6 月 14 日に確認しております。

賃貸契約期間満了後の売買価格については、大根耕作地であるため 10 a あたり 18,000 円とする内容で決定しております。

議案書 8 ページをお開きください。整理番号 1286 番

利用権の設定を受ける者 荒岡 正

利用権を設定する者 釧路太田農業協同組合

代表理事組合長 徳田 善一

利用権を設定する土地 尾幌 2057 番と尾幌 2096 番

面積は、62,190 m<sup>2</sup>

契約の内容は、

令和元年 8 月 2 日 から 令和 2 年 5 月 31 日

賃貸料については、現状が大根耕作地であるため、賃貸期間の賃貸料を無償とし、賃貸契約期間満了後に本地を購入するものとしています。

位置図については、議案資料 6 ページにありますので、御参照願います。

現地確認については、先ほどの 2 番、3 番と同じく 6 月 14 日に確認しております。

賃貸契約期間満了後の売買価格については、大根耕作地であるため、10 a あたり 18,000 円とする内容で決定しております。

以上で、議案第 46 号 1 番から 4 番までの内容説明を終わります。

なお、番号 2 番から 4 番の案件につきましては、1 番 荒岡会長と 3 番 徳田委員が、農業委員会に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<p>会長</p>	<p>まず、議案第 46 号 1 番から審議したいと思います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第 46 号 1 番は原案のとおり決定とすることに御異議 ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>次に、議案第 46 号 2 番から 4 番を審議したいと思います。</p> <p>先ほど事務局より説明がありましたが、会長の私が「議事参与の制限」に 該当しますので、審議開始から終了まで退席いたします。</p> <p>議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。</p> <p>西野職務代理、議長をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、この議案の審議終了後に入室・着席することとします。</p> <p>暫時休憩とします。</p>
<p>議場</p>	<p><b>【荒岡会長退室】</b></p>
<p>議長 ( )</p>	<p>それでは再開します。</p> <p>議案第 46 号 2 番について審議いたします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定とすることに御異議ございませ んか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次に、議案第 46 号 3 番について審議いたします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定とすることに御異議ございませ んか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>議案第 46 号 4 番を審議いたします。</p> <p>3 番徳田委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p>

議場	【徳田委員退室】
議長 ( )	<p>それでは再開します。</p> <p>議案第 46 号 4 番について、質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定とすることに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ここで暫時休憩とし、会長と徳田委員の入室・着席を求めます。</p>
議場	【会長と徳田委員が入室・会長は別席に着席】
議長 ( )	<p>再開いたします。</p> <p>荒岡会長と徳田委員に申し上げます。</p> <p>議案第 46 号 2 番から 4 番は、原案のとおり決定されましたので報告いたします。</p> <p>ここで暫時休憩とし、議長の交代をいたします。</p>
議場	【議長交代】
会長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第 46 号については、全て原案のとおり決定となりました。</p> <p>全体をとおして何かありませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終えました。</p> <p>事務局からその他、連絡事項等がありますので説明願います。</p>
事務局長	・今後のスケジュールについて (別紙のとおり)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、第 20 回厚岸町農業委員会総会を終了します。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 6 番 印

議事録署名委員 7 番 印